町田第三中学校PTA会則

第1章　総　則

第1条　名　称
　本会は昭和 43 年 4 月 1 日発足。
　本会は東京都町田市立町田第三中学校 PTA と称し事務所を町田市立町田第三中学校(〒194-0032 東京都町田市本町田 1853)におく。

第2条　目　的
　本会は、保護者と教職員が相互に理解を深め協力し、生徒の健全な成長を図ることを目的とする。
　また、本会は任意団体であり、加入および活動への参加は各自の意思に基づくものとする。

第3条　方　針
　本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針で活動する。
　1　会は自主独立のものであって、如何なる個人、団体からも干渉を受けない。
　2　生徒の福祉増進のため、他の団体および機関と協力する。
　3　本会と学校との関係は、相互にその自主性を尊重し、運営について必要な進言をすることはあっても、干渉はしない。
　4　本会は特定の政党や宗教に片寄る活動や、営利を目的とする行為をしない。

第4条　活　動
　本会は次の活動を行う。
　1　会員相互の親睦および教養の向上に関する活動。
　2　家庭と学校との連携による生徒の健全な育成。
　3　生徒の教育環境の整備。
　4　その他本会の目的達成に必要な活動。

第5条　会　員
　1　本会の会員は、活動に同意した生徒の保護者および教職員とする。
　2　活動に参加する保護者を「三中サポーター」と称する。
　3　三中サポーターの活動は、本会への加入の有無に関わらず、すべての保護者が参加できるものとする。
　4　会員はすべて平等の義務と権利を有する

第2章　会　計

第6条　（会計）
　本会は、会費その他の収入によって運営する。

第7条（予算および決算）
　本会の予算および決算は、運営委員会の審議を経て総会に提出し議決する。

第8条（生徒応援費）
　会員の負担する会費の額は世帯数単位とし、年額2，000円とする。

第9条（会計年度）
　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年3月31日までとする。

第3章　組織と役員

第10条（組織）
本会の組織は次の通りとする。
1 総会
2 運営委員会
3 本部会

第11条（本部役員）
本会の本部役員は次の通りとする。
1 会長 1名（保護者）
2 副会長 若干名（保護者および教職員）
3 会計 若干名（保護者および教職員）
4 書記 若干名（保護者および教職員）

第12条（役員）
本会の役員は本部役員をもって構成する。

第13条（役員の任務）
1 会長は本会を代表し会務を総括する。
2 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはこれを代行する。
3 会計は本会の会計事務を処理し、決算を報告する。
4 書記は会議の記録および連絡等を行う。

第14条 （選任）
役員の選任は次の方法で行う。
役員は立候補制とし、総会で決定する。

第15条（任期）
役員の任期は 1 か年とし、再選を妨げない。

第4章　会計監査

第16条 （会計監査）
会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第17条 （構成）
会計監査は保護者および教職員若干名とし、総会の承認を得る。

第5章　総　会

第18条（総会）
総会は次のとおりとする。
1 定期総会　年 1 回開催とする。
2 臨時総会　必要に応じて開催する。

第19条（成立）
総会は、会員の過半数の出席または委任により成立する。

第20条（議決）
　議事は出席者の過半数により決定する。

第21条（付議事項）
　総会には次の事項を付議する。
　1　事業報告および決算
　2　事業計画および予算
　3　役員および会計監査の承認
　4　会則の改正

第6章　附則

第22条（細則）
　本会は必要に応じて細則を定めることができる。

第23条　本会の会則は、昭和 58 年 4 月 1 日より実施するものとする。

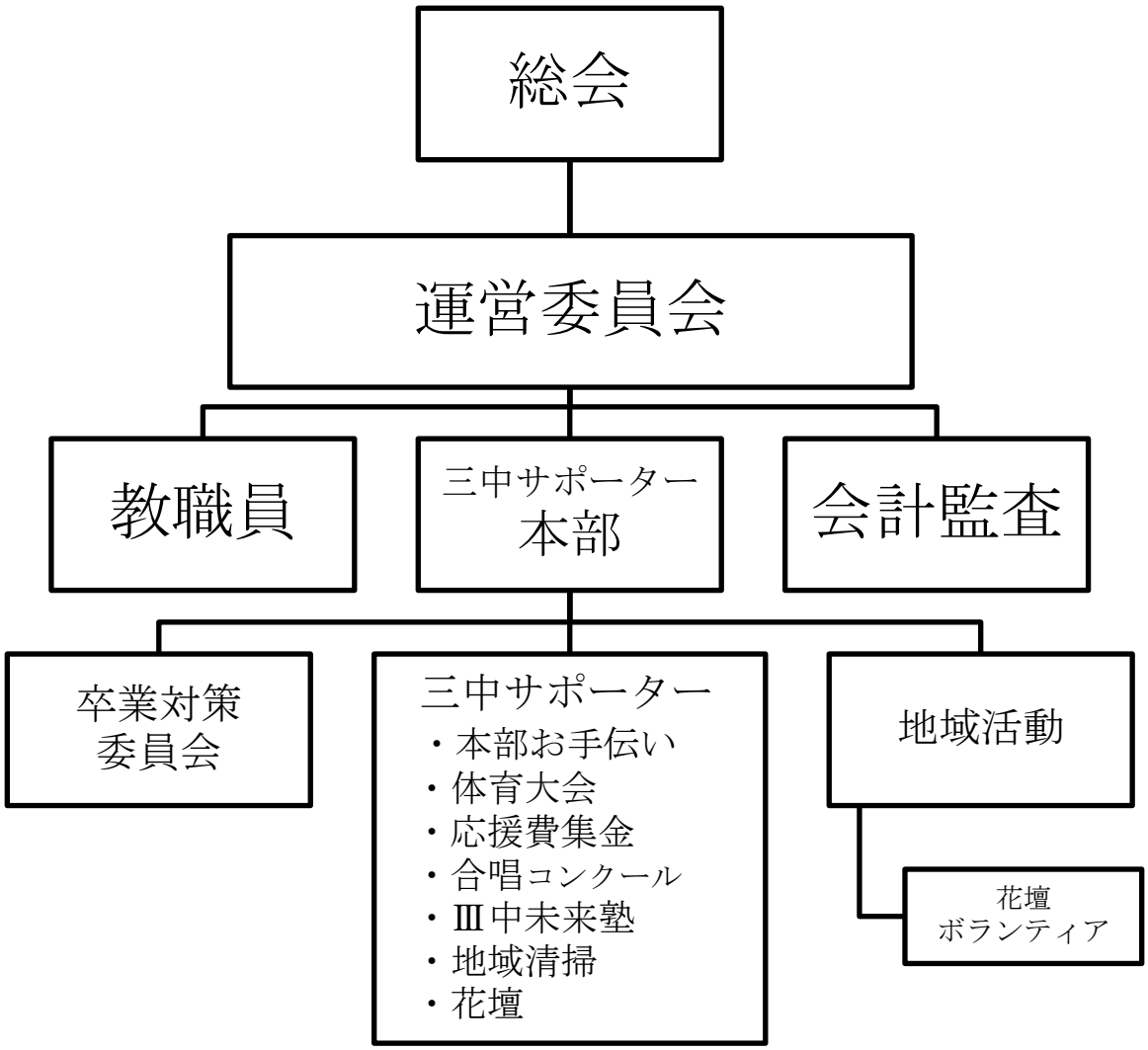
（平成　4年4月25日　一部改正）
（平成　8年2月17日　臨時総会において一部改正）
（平成14年5月22日　定期総会において一部改正）
（平成18年11月30日　臨時総会において一部改正）
（平成26年5月16日　定期総会において一部改正）
（平成28年5月13日　定期総会において一部改正）
（令和元年5月10日　定期総会において一部改正）
（令和2年12月7日　書面総会にて一部改正）
（令和4年5月16日　臨時総会にて一部改正）
（令和6年5月　書面総会にて一部改正）
（令和7年5月　書面総会にて一部改正）
（令和8年5月　書面総会にて一部改正）

町田第三中学校 PTA 細則

【1】慶弔規定
　会員が死亡した場合一律五千円
　教員転・退職の場合記念品をおくる
　その他必要な場合は本部役員会できめる。

【2】転出入の会費規定
　前期（9月末まで）　　転入の場合　全額納入
　転出の場合　半額返納
　後期（10月より3月31日）転入の場合　半額納入
　転出の場合　返納なし

（平成21年9月24日　常任委員会にて一部改正）
（平成28年5月13日　定期総会にて一部改正）
（平成31年2月20日　常任委員会にて一部改正）
（令和2年12月7日　書面総会にて一部改正）
（令和4年5月13日　書面総会にて一部改正）
（令和4年5月16日　常任委員会にて一部改正）
（令和6年2月19日　常任委員会にて一部改正）
（令和7年5月　　書面総会にて一部改正）


総会
運営委員会
教職員
三中サポーター
本部
会計監査
卒業対策
委員会
三中サポーター
・本部お手伝い
・体育大会
・応援費集金
・合唱コンクール
・Ⅲ中未来塾
・地域清掃
・花壇
地域活動
花壇
ボランティア